

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に、氏名及び住所（団体にあっては、団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに意見を述べる理由を記載した書面を添えて、平成二十九年十一月十四日から平成三十年三月十四日までに奈良県産業・雇用振興部産業振興総合センターに到着するように提出してください。

平成二十九年十一月十四日

奈良県知事 荒井正吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ライフ学園前店

所在地 奈良市中登美ヶ丘三―三

二 変更しようとする事項

1 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 届出書添付書類付図3配置図（変更前）記載のとおり
収容台数 七六七台

（変更後）位置 届出書添付書類付図4配置図（変更後）記載のとおり
収容台数 二五〇台

2 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 三箇所
位置 届出書添付書類付図3配置図（変更前）記載のとおり
（変更後）出入口の数 二箇所

位置 届出書添付書類付図4配置図（変更後）記載のとおり

三 変更する年月日

平成三十年六月二十四日

四 届出年月日

平成二十九年十月二十三日

五 縦覧場所

奈良県産業・雇用振興部産業振興総合センター

六 縦覧期間

平成二十九年十一月十四日から平成三十年三月十四日まで。ただし、奈良県の休日
を定める条例（平成元年三月奈良県条例第三十二号）第一条第一項に規定する県の休日
を除きます。

七 縦覧時間

午前九時から午後五時まで